



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

- 規則
  - \*62 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事課)
- 人事委員会規則
  - \*23 職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則
  - \*24 教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則
  - \*25 警察官の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則
- 公安委員会規則
  - \*5 普通自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を受けようとする者に対する応急救護処置に関する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則
  - \*6 普通自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を受けようとする者に対する普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車、大型旅客車又は普通旅客車の運転に関する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則
- 告示
  - 721 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
  - 722 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 ( " )
  - 723 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
  - 724 " ( " )
  - 725 生活保護法による医療機関の指定 ( " )
  - 726 " ( " )
  - 727 " ( " )
  - 728 生活保護法による施術機関の指定 ( " )
  - 729 " ( " )
  - 730 " ( " )
  - 731 救急病院の認定 (医務課)
  - 732 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (商工振興課)
  - 733 土地改良区の定款変更認可 (農村計画課)
  - 734 保安林の皆伐面積の公表 (森林整備課)
  - 735 道路の区域変更 (道路保全課)

- 736 新道路の供用開始 ( " )
- 737 道路の区域変更 ( " )
- 738 新道路の供用開始等 ( " )

### ○ 公安委員会告示

- \*24 自動車等の運転免許試験を行う場所、日割等

### ○ 公告

「新たな和歌山県長期総合計画策定に係る人口・経済フレーム等調査」業務に関するコンペティションの実施 (企画総務課)

職業訓練指導員試験の実施 (雇用推進課)

### ○ 諸報

拾得物件公告 (和歌山県和歌山西警察署)

平成19年度宅地建物取引主任者資格試験の実施 (財団法人不動産適正取引推進機構)

## 規 則

### 和歌山県規則第62号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年和歌山県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

別記第19号様式の福祉事業記録簿中

リハビリテーショ
休

ン					
養					

を

「

リハビリテーション					
-----------	--	--	--	--	--

に改め、同様式記入要領Ⅱ中2及び3を次のように改める。

2 「実施内容」の欄には、実施の目的、その内容、施設名等を簡潔に記入すること。

3 「備考」の欄には、施設の所在地、外科後処置を行った場合の症状の経過等必要な事項を記入すること。

別記第19号様式記入要領Ⅱ中4及び5を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 人事委員会規則

#### 和歌山県人事委員会規則第23号

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年6月1日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当に関する規則（昭和33年和歌山県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第12条の3第2項中「同号に定める期間に係る最後」を「次の各号のいずれかに掲げる事由が同項第1号に定める期間に係る最後」に改め、「、法第28条の2の規定による退職その他離職すること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他人事委員会の定める事由が」を削り、「同号に定める期間に係る最初」を「当該期間に係る最初」に、「前項の」を「同項の」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法第28条の2の規定による退職その他の離職をすること。
- (2) 長期間の研修等のために旅行をすること。
- (3) 勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。
- (4) 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。
- (5) その他人事委員会の定める事由が生ずること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 和歌山県人事委員会規則第24号

教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年6月1日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の通勤手当に関する規則（昭和33年和歌山県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第12条の3第2項中「同号に定める期間に係る最後」を「次

の各号のいずれかに掲げる事由が同項第1号に定める期間に係る最後」に改め、「、法第28条の2の規定による退職その他離職すること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他人事委員会の定める事由が」を削り、「同号に定める期間に係る最初」を「当該期間に係る最初」に、「前項の」を「同項の」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法第28条の2の規定による退職その他の離職をすること。
- (2) 長期間の研修等のために旅行をすること。
- (3) 勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。
- (4) 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。
- (5) その他人事委員会の定める事由が生ずること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 和歌山県人事委員会規則第25号

警察官の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年6月1日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

警察官の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

警察官の通勤手当に関する規則（昭和33年和歌山県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第12条の3第2項中「同号に定める期間に係る最後」を「次の各号のいずれかに掲げる事由が同項第1号に定める期間に係る最後」に改め、「、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2の規定による退職その他離職すること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他人事委員会の定める事由が」を削り、「同号に定める期間に係る最初」を「当該期間に係る最初」に、「前項の」を「同項の」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2の規定による退職その他の離職をすること。
- (2) 長期間の研修等のために旅行をすること。
- (3) 勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。
- (4) 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。
- (5) その他人事委員会の定める事由が生ずること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第5号

普通自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を受けようとする者に対する応急救護処置に関する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年6月1日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

普通自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を受けようとする者に対する応急救護処置に関する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

普通自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を受けようとする者に対する応急救護処置に関する講習の実施に関する規則（平成6年和歌山県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

題名中「普通自動車免許」を「大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許」に改め、「大型自動車第二種免許」の次に「、中型自動車第二種免許」を加える。

第1条中「第108条の2第1項第7号」を「第108条の2第1項第8号」に改める。

第4条第1号中「普通自動車免許」を「大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許」に改め、同条第2号中「大型自動車第二種免許」の次に「、中型自動車第二種免許」を加える。

第6条中「普通自動車免許」を「大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許」に改め、「大型自動車第二種免許」の次に「、中型自動車第二種免許」を加える。

附 則

この規則は、平成19年6月2日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第6号

普通自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を受けようとする者に対する普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車、大型旅客車又は普通旅客車の運転に関する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年6月1日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

普通自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を受けようとする者に対する普通自動車、

大型自動二輪車、普通自動二輪車、大型旅客車又は普通旅客車の運転に関する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

普通自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を受けようとする者に対する普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車、大型旅客車又は普通旅客車の運転に関する講習の実施に関する規則（平成6年和歌山県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を受けようとする者に対する大型自動車、中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車、大型旅客車、中型旅客車又は普通旅客車の運転に関する講習の実施に関する規則

第1条中「、第6号及び第8号の2」を「及び第7号」に改める。

第5条第3号中「大型自動車第二種免許」の次に「、中型自動車第二種免許」を加え、同号ア中「3時間」を「180分」に改め、同号イからエまでの規定中「1時間」を「60分」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「3時間」を「180分」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号ア及びイ中「2時間」を「120分」に改め、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許を受けようとする者

ア 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能及び知識 180分

イ 夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能 30分

ウ 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能 30分

第7条中「普通自動車免許」を「大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許」に改め、「大型自動車第二種免許」の次に「、中型自動車第二種免許」を加え、「普通自動車、大型自動二輪車」を「大型自動車、中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車」に改め、「大型旅客車」の次に「、中型旅客車」を加える。

附 則

この規則は、平成19年6月2日から施行する。

告 示

和歌山県告示第721号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1

項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成19年7月11日まで縦覧に供する。

平成19年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日  
平成19年5月11日
- 2 名称  
特定非営利活動法人若鷺会
- 3 代表者の氏名  
中村元彦
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山市小雑賀48番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、青少年および恵まれない家庭環境にある子供に対して、イベント・交流会・講演会等の企画開催に関する事業、これらの者に対する支援の事業に係わる人々に対しての協力、及びこれらに付随する事業を行い、青少年の健全育成、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第722号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成19年7月15日まで縦覧に供する。

平成19年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日  
平成19年5月15日
- 2 名称  
特定非営利活動法人りとの
- 3 代表者の氏名  
土生晃之
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山市中之島字銭座1809番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、難病患者・障害者に対して、働く場・交流の場を提供し、自立と社会参加を促進する援助に関する事業を行い、社会福祉の増進に寄与するとともに、人権の擁護及び平和の推進を図ることを目的とする。

和歌山県告示第723号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有薬 14-63	イケナガ薬局	有田郡有田川町徳田21 5-1	平成 19.3.31

和歌山県告示第724号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有薬 20-63	林薬局	有田郡有田川町清水38 4-2	平成 19.5.1

和歌山県告示第725号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有薬 31-19	イケナガ薬局	有田郡有田川町徳田21 5-1	平成 19.4.1

和歌山県告示第726号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
西歯 47-19	むらかみ歯科	西牟婁郡白浜町中宇嶋 ノ倉1700-118	平成 19.4.10

和歌山県告示第727号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
西薬 22-19	はあと薬局	日高郡みなべ町東本庄 579-2	平成 19.5.1

和歌山県告示第728号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩柔 5-18	あらい鍼灸接骨院	岩出市相谷483-2	平成 19.3.23

和歌山県告示第729号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
紀柔 3-19	岩橋整骨院	紀の川市東三谷312-1	平成 19.4.27

和歌山県告示第730号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
日柔 20-19	中津接骨院	日高郡日高川町船津57 1-1	平成 19.5.2

和歌山県告示第731号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、救急病院を次のとおり認定した。

平成19年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

名 称	所 在 地	有効期限
新宮市立医療センター	新宮市蜂伏18番7号	平成 22.4.30

和歌山県告示第732号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1

項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成19年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
オークワ六十谷店  
和歌山市六十谷字有高217-1 外
- 2 意見の概要  
(1) 廃棄物保管施設容量が減少しているため、悪臭や飛散に関して十分注意し、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう配慮してください。  
また、分別収集にご協力願います。  
(2) 騒音規制法、振動規制法及び和歌山県公害防止条例を遵守し、周辺環境に極力影響を与えないよう努力してください。
- 3 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市産業部商工振興課（和歌山市七番丁23）
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 平成19年6月1日～平成19年7月2日  
時間帯 午前9時30分～午後5時

和歌山県告示第733号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、名田周辺土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成19年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第734号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成19年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積を次のとおり公表する。

平成19年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積 (ヘクタール)
紀南地域水源かん養保安林	3,429.65
紀中地域水源かん養保安林	1,545.49
紀北地域水源かん養保安林	312.30
紀南地域土砂流出防備保安林	799.63
紀中地域土砂流出防備保安林	352.03
紀北地域土砂流出防備保安林	410.21
紀南地域干害防備保安林	9.28
紀中地域干害防備保安林	7.18
紀北地域干害防備保安林	15.72
和歌山県全域保健保安林	156.28

和歌山県告示第735号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 泉佐野岩出線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
岩出市押川字倉谷455番1地内	旧	29.20 } 67.00	132.00	
同上	新	37.00 } 73.00	132.00	

和歌山県告示第736号

平成15年和歌山県告示第915号（道路の区域変更）及び平成19年和歌山県告示第735号で区域を変更した道路のうち岩出市押川字風吹牛瓜原458番3地先から同市押川字倉谷455番1地先までの延長169.00メートルについては、平成19年6月1日から供用を開始する。

平成19年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第737号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

自動車等の運転免許試験を行う場所、日割等

試験場所	試験の種別	試験日	受 付	
			受付先	方 法
	普通免許 普通仮免許 失効免許	毎日		
	大型二輪免許 普通二輪免許	毎週 月曜日		
	大型免許	毎週 月曜日 水曜日		

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 425号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
日高郡印南町大字印南原字古井口5598番1地先から同町大字印南原字向垣内5536番1地先まで	旧	4.60 } 6.90	240.00	
同上	新	4.60 } 6.90	240.00	
同上	新	7.90 } 66.00	203.00	

和歌山県告示第738号

平成19年和歌山県告示第737号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成19年6月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第24号

和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号）第20条の規定に基づき、自動車等の運転免許試験を行う場所、日割等を次のように定め、平成19年6月2日から施行する。

平成16年和歌山県公安委員会告示第99号（自動車等の運転免許試験を行う場所、日割等）は、平成19年6月1日限り、廃止する。

平成19年6月1日

和歌山県公安委員会委員長 大 岡 淳 人

和歌山市西1番地 和歌山県自動車運転免許第一試験場 (第一試験場)	大型仮免許	毎週 火曜日 木曜日	第一試験場	受付は、午前8時30分から午前9時まで 又は午後1時から午後1時30分まで  予約は、口頭又は電話で受け付ける。  公安委員会指定自動車教習所卒業者は、 予約を要しない。
	中型免許	毎週 月曜日 木曜日		
	中型仮免許	毎週 金曜日		
	大型第二種免許	毎週 水曜日 金曜日		
	中型第二種免許	毎週 木曜日		
	普通第二種免許	毎週 月曜日 金曜日午前		
	大型特殊免許 大型特殊第二種免許	毎週 金曜日 午後のみ		
	けん引免許 けん引第二種免許	毎週 金曜日 午前のみ		
	大型第二種免許、 中型第二種免許、 普通第二種免許、 大型特殊第二種免許、 けん引第二種免許、 大型特殊免許、 大型二輪免許及び普通二輪免許 の学科試験及び適性試験 大型免許、中型免許 及びけん引免許の適性試験	毎日		
	外国免許の切替え	申請の都度指定する。		
小型特殊免許 原付免許	毎週 火曜日 木曜日	県内 各警察署	予約は、口頭で受け付ける。	
田辺市中万呂50番地の5 和歌山県自動車運転免許第二試験場 (第二試験場)	普通二輪免許 普通仮免許	毎週 火曜日 毎月 第1水曜日	田辺免許センター	予約は、口頭又は電話で受け付ける。
田辺市上の山一丁目2番5号 和歌山県警察本部田辺運転免許センター (田辺免許センター)	普通免許の技能試験	毎週 火曜日 毎月 第1水曜日		
	大型第二種免許、 中型第二種免許、 普通第二種免許、 大型特殊第二種免許、 普通免許、大型特殊免許、 大型二輪免許及び普通二輪免許の 学科試験及び適性試験 大型免許、中型免許 及びけん引免許の適性試験	毎週 月曜日 火曜日 (普通免許、普通二輪免許以外の学科試験受験については、公安委員会指定校卒業者に限る。)		
	失効免許	毎日 (月曜日、火曜日及び金曜日の午前中を除く。)		
小型特殊免許 原付免許	毎月 第2金曜日 第3金曜日	田辺免許センター又は御坊、白浜の各警察署	予約は、口頭で受け付ける。	

東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井1680番地の1 那智勝浦自動車教習所	普通二輪免許及び普通仮免許の技能試験	毎月 第2水曜日 第4水曜日		
新宮市三輪崎1148番地の4 和歌山県警察本部新宮運転免許センター (新宮免許センター)	普通免許の技能試験		新宮免許センター	予約は、口頭又は電話で受け付ける。
	大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許、大型特殊第二種免許、普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許及び普通二輪免許の学科試験及び適性試験 大型免許、中型免許及びびけん引免許の適性試験	毎月 第2水曜日 第3水曜日 第4水曜日 (普通免許、普通二輪免許以外の学科試験受験については、公安委員会指定校卒業者に限る。)		
	普通仮免許の学科試験及び適性試験	毎月 第2水曜日 第4水曜日		
	失効免許	毎日 (月曜日及び水曜日の午前中を除く。)		
	小型特殊免許 原付免許	毎月 第1水曜日	新宮免許センター又は新宮、串本の各警察署	予約は、口頭で受け付ける。
指定警察署	小型特殊免許 原付免許	申請の都度指定する。	指定警察署	予約は、口頭で受け付ける。
和歌山県公安委員会が指定するその他の場所	失効免許の適性試験	申請の都度指定する。	第一試験場	予約は、口頭又は電話で受け付ける。
和歌山県公安委員会が指定する自動車教習所	普通仮免許 中型仮免許 大型仮免許	計画に基づいて指定する。		

備考1 次の日は、試験を行わない。

- (1) 1月1日から1月6日まで
- (2) 12月27日から12月31日まで
- (3) 土、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日
- (4) 災害その他やむを得ない事情の生じた日

2 荒天の際には、大型二輪免許及び普通二輪免許の技能試験は行わない。

3 指定警察署とは、橋本、妙寺、有田、湯浅、御坊及び串本の各警察署をいう。

4 予約は、平日で、かつ、試験の前日までの午前9時40分から午後0時及び午後1時40分から午後5時までに限る。

5 受験人員等により、免許種類ごとの試験日等を変更することがある。

公 告

公 告

「新たな和歌山県長期総合計画策定に係る人口・経済フレーム等調査」業務の委託について、コンペティション方式により委託業者の選定を行うに当たり、参加希望者を募

集するので、公告する。

平成19年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 概要

- (1) 委託業務名  
新たな和歌山県長期総合計画の策定に係る人口・経済フレーム等調査業務
- (2) 業務内容  
新たな和歌山県長期総合計画の策定に係る人口及び経済のフレーム作成及び調査
- (3) 予算上限額  
7,000千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (4) 契約期間  
契約日から平成20年3月31日まで

2 コンペティションの場所、日時及び実施方法

- (1) 場所  
和歌山県企画部計画局企画総務課が指定する場所
- (2) 日時  
平成19年6月13日(水)
- (3) 実施方法  
プレゼンテーションにより説明された企画書の内容



を審査する。

なお、プレゼンテーションへの参加の可否については、事前に提出書類の形式審査を行い、平成19年6月11日(月)以降各参加者あて連絡する。

3 コンペティションに参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 政策立案に資する研究・調査等を主たる業務として実施している者であること。

ウ 過去2年間に、国、地方公共団体等と、本件業務とほぼ同種、同規模の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者であること。

エ 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。

オ 和歌山県又は近隣府県に本店、支店若しくは営業所等を有し、和歌山県企画部計画局企画総務課の要請に応じて、速やかに和歌山県庁に来訪することが可能な者であること。

4 提出書類

(1) 提出書類及び提出部数は、次のとおりとする。

ア 参加申出書 1部

イ 企画書 13部

A4版縦又は横の紙製であり、横書きとし、長辺で綴じる。ページ数は、問わない。

ウ 見積書 1部

あて名は「和歌山県知事 仁坂吉伸」とし、社印及び代表者印を押印したもの

エ 登記簿謄本(法人の場合) 1部

発行後3か月以内のもの

オ 事業経歴書 1部

カ 事業実績表 1部

キ 印鑑証明書 1部

ク 使用印鑑届 1部

ケ 委任状(代理人を選任した場合) 1部

コ 財務諸表 1部

直近2か年分で、法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し

(2) 提出書類の様式

(1) のア、オ、カ、ク及びケの様式については、和歌山県企画部計画局企画総務課から配付する様式を用い

ること。

なお、様式は和歌山県企画部計画局企画総務課のホームページに掲載するので、ダウンロードすることにより入手することができる。(郵送による配付は行わない。)

5 提出方法及び提出期間

(1) 提出方法

次の場所に持参すること。

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県企画部計画局企画総務課

(2) 提出期間

平成19年6月1日(金)から平成19年6月11日(月)までの午前9時から午後5時までの間。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

6 その他

(1) コンペティションに不参加の者は、辞退したものとみなす。

(2) コンペティション及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部計画局企画総務課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2337(直通)

公 告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成19年6月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 試験実施職種

(1) 実技試験及び学科試験(指導方法及び関連学科)を実施する職種

自動車整備科

(2) 学科試験のうち指導方法のみを実施する職種(実技試験及び関連学科が免除される者を対象とする。)

自動車整備科を除く全職種(別表1)

2 試験科目

試験は、実技試験及び学科試験によって行い、その試験科目は、次のとおりである。

免 許 職 種	実技試験の科目	学 科 試 験 の 科 目
自動車整備科	自動車整備	1 指導方法(職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。以下同じ) 2 関連学科 (1) 系基礎学科

	ア 自動車工学(自動車、内燃機関、シャシ、電気及び電子装置、車体、燃料及び潤滑油) イ 材料(自動車用材料) ウ 安全衛生(安全管理、衛生管理) エ 関係法規(道路運送車両法) (2) 専攻学科 自動車整備法(整備法、検査法、整備及び検査機器)
上記以外の免許職種	指導方法

3 受験資格及び免除の範囲

(1) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。

ア 職業能力開発促進法第44条第1項の規定による技能検定に合格した者

イ 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第45条の2第2項及び第3項に規定する者  
 (2) 職業能力開発促進法施行規則第46条の規定に該当する者は、試験の免除が受けられる。

※1受験資格及び免除の範囲(一部)

受 験 資 格 (主なもの)		実務経験年数	実 技	免 除 の 範 囲		
				学 科		指導方法
				関 連 学 科	専 攻	
				系基礎	専 攻	
学校教育	●大学卒業	1年以上		免除	免除	
	●短期大学卒業	2年以上				
	●高等専門学校卒業	2年以上		免除	免除	
	●高等学校又は中等教育学校(後期課程)卒業	3年以上				
	高等学校以上又は中等教育学校(後期課程)卒業	5年以上				
職業訓練	長期課程の指導員訓練修了	1年以上				
	●専門課程の高度職業訓練修了	1年以上		免除	免除	
	●普通課程の普通職業訓練修了	2年以上				
	●専修課程の普通職業訓練修了	3年以上				
	●短期課程の普通職業訓練(700時間以上)修了	3年以上				
	●応用課程の高度職業訓練修了	-		免除	免除	
厚生労働大臣が指定する学校	●専門課程(2年)の専修学校卒業	3年以上				
	●専門課程(3年)の専修学校卒業	2年以上				
	●高等課程若しくは一般課程(2年)の専修学校又は各種学校(2年)卒業	4年以上				
	●高等課程若しくは一般課程(3年)の専修学校又は各種学校(3年)卒業	3年以上				
免許職種に関し	実務経験者のみの者	8年以上				
	1級又は単一等級の技能検定に合格した者(「バルコニー施工」及び「電子回路接続」を除く。)	-	免除	免除	免除	
	2級の技能検定に合格した者	-	免除			
職業訓練指導員免許を受けた者		-				免除
免許職種と同一系の他の職種の職業訓練指導員免許の交付を受けた者又はその学科試験に合格した者		-		免除		免除
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において	実技試験の合格者	-	免除			
	系基礎学科の合格者	-		免除		
	専攻学科の合格者	-			免除	
職業訓練指導員試験において		-				免除

系基礎学科の合格者	-	免除
他の法令により試験の免除を受けることができる者	※3参照	

(注) ●印は免許職種に関する学科を履修していること。

免除は当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。

※2自動車整備科に関する受験資格及び免除の範囲

受験資格	実務経験年数	実技	免除の範囲		
			学 科		指導方法
			関連学科	専攻	
系基礎	専攻				
自動車整備士技能検定規則(昭和26年運輸省令第71号)による1級四輪自動車整備士、1級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士、2級三輪自動車整備士又は2級二輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	-	免除	免除	免除	

※3他の法令に基づく資格により試験の免除を受けることができる者の受験資格及び免除の範囲(一部)

免許職種	受験資格(主なもの)	実技	免除の範囲		
			学 科		指導方法
			関連学科	専攻	
系基礎	専攻				
溶接科	ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)による特別ボイラー溶接士免許を有する者	免除	免除	免除	
電子科	電波法(昭和25年法律第131号)による第1級陸上無線技術士の免許を有する者	免除	免除	免除	
航空機整備科	航空法(昭和27年法律第231号)による1等航空整備士若しくは2等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	免除	免除	免除	
測量科	測量法(昭和24年法律第188号)による測量士の試験の合格証書を有する者	免除	免除	免除	
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	免除	免除	免除	
電気通信科	電波法による第1級総合無線通信士の免許を有する者	免除	免除	免除	
臨床検査科	医師法(昭和23年法律第201号)による医師国家試験、歯科医師法(昭和23年法律第202号)による歯科医師国家試験又は獣医師法(昭和24年法律第186号)による獣医師国家試験の合格証書を有する者	免除	免除	免除	
事務科	公認会計士法(昭和23年法律第103号)による公認会計士試験の第2次試験若しくは第3次試験又は税理士法(昭和26年法律第237号)による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	免除	免除	免除	
自動車車体整備科	自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	免除	免除	免除	

上記以外の特種な場合についての受験資格は、「職業能力開発促進法施行規則の規定に基づく職業訓練指導員試験の受験資格」を定める告示(昭和45年労働省告示第17号)の規定による。

(3) 3の(1)に該当する者であっても、次のいずれかに

該当する者は受験できない。

ア 成年被後見人又は被保佐人に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

4 試験日時及び場所

区 分	免許職種	試験日時	試験場所
学 科	指 導 方 法	全 職 種	平成19年10月21日(日) 午前9時から
			和歌山県立和歌山産業技術専門 学院 和歌山市小倉90番地

試験	関連学科	自動車整備科	平成19年10月21日(日) 午前10時10分から	電話番号 073-477-1253
実技試験		自動車整備科	平成19年10月21日(日) 午後1時から	

5 受験の手続

(1) 受験申請に必要な書類

- ア 受験申請書 1通
- イ 履歴書 1通
- ウ 住民票 1通又は住民票コード
- エ 受験資格を証する書面(卒業証明書、実務経験証明書等)
- オ 試験の免除を受けようとする者は免除資格等に該当することを証する書面の写し
- カ 写真(申請前6か月以内に撮影した上半身正面脱帽の縦4cm、横3cm大のものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載の上受験申請書にはり付けること。)

(2) 受験手数料

学科試験	実技試験	合計
3,100円	15,800円	18,900円

手数料の納付は、和歌山県収入証紙を受験申請書にはり付けるものとする。ただし、学科試験の全部又は実技試験の免除を受ける場合は、その該当する試験の手数料は不要である。

※ 受験申請書受付後は、手数料の返還は行わない。

(3) 書類の提出期限

平成19年9月3日(月)から平成19年9月14日(金)まで(郵送の場合は、平成19年9月14日までの消印のあるものは有効)

(4) 書類の提出先

和歌山市小松原通一丁目1番地(郵便番号 640-8585)  
和歌山県商工観光労働部労働政策局雇用推進課(以下「雇用推進課」という。)

(5) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

6 合格発表

平成19年11月16日(金)に合格者氏名を和歌山県報に登載するほか、県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者に対して合否を通知する。電話での問い合わせには応じない。

7 その他

- (1) 受験申請書用紙は、雇用推進課、各振興局産業総務課、各和歌山県立産業技術専門学院、和歌山県職業能力開発協会に交付する。
- (2) 受験申請書の郵送を希望するときは、切手140円分を同封して申し込むこと。
- (3) 試験について不明な点は、雇用推進課(電話 073-44

1-2802)に問い合わせること。

別表1 職業訓練指導員免許職種一覧 123科

建築物衛生管理科	縫製科	さく井科
園芸科	和裁科	土木科
造園科	寝具科	測量科
森林環境保全科	帆布製品科	建築物設備管理科
鉄鋼科	木型科	ボイラー科
铸造科	木工科	クレーン科
鍛造科	工業包装科	建設機械運転科
熱処理科	紙器科	港湾荷役科
塑性加工科	製版・印刷科	化学分析科
溶接科	製本科	公害検査科
構造物鉄工科	プラスチック製品科	木材工芸科
金属表面処理科	レーザー加工科	竹工芸科
機械科	ガラス科	漆器科
電子科	ほうろう製品科	貴金属・宝石科
電気科	陶磁器科	印章彫刻科
コンピュータ制御科	石材科	塗装科
発変電科	めん類科	広告美術科
送配電科	パン・菓子科	デザイン科
電気工事科	食肉科	義肢装具科
自動車製造科	水産物加工科	電気通信科
自動車整備科	発酵科	電話交換科
自動車車体整備科	建築科	事務科
航空機製造科	枠組壁建築科	貿易事務科
航空機整備科	とび科	流通ビジネス科
鉄道車両科	建設科	写真科
造船科	プレハブ建築科	介護サービス科
時計科	屋根科	理容科
光学ガラス科	スレート科	美容科
光学機器科	建築板金科	ホテル・旅館・レストラン科
計測機器科	防水科	観光ビジネス科
理化学機器科	サッシ・ガラス施工科	日本料理科
製材機械科	畳科	中国料理科
内燃機関科	インテリア科	西洋料理科
建設機械科	床仕上げ科	臨床検査科
農業機械科	表具科	フラワー装飾科
縫製機械科	左官・タイル科	メカトロニクス科

織布科	築炉科	情報処理科
織機調整科	ブロック建築科	フォークリフト科
染色科	熱絶縁科	福祉工学科
ニット科	冷凍空調機器科	
洋裁科	配管科	
洋服科	住宅設備機器科	

諸 報

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成19年6月1日

和歌山県和歌山西警察署長 児 玉 之 良

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
財布 (現金100,000円)	平成 19年5月5日	和歌山市湊 (施設内)

公 告

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条の2第1項の規定による和歌山県知事の委任に係る平成19年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成19年6月1日

財団法人不動産適正取引推進機構  
理事長 三 澤 眞

1 試験の日時

平成19年10月21日(日)午後1時から午後3時まで。ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し、修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者(宅地建物取引業法施行規則第10条の5第6号にいう登録講習修了者。以下「登録講習修了者」という。)については、午後1時10分から午後3時まで

2 試験の場所

受験申込みの受付の際に指定する。

3 試験の内容

(1) 内容

おおむね次の事項について行う。ただし、登録講習修了者については、次のア及びオに掲げる事項に関する問題を免除する。

- ア 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関する事。
- イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関する事。
- ウ 土地及び建物についての法令上の制限に関する事。
- エ 宅地及び建物についての税に関する法令に関する事。

- オ 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関する事。
- カ 宅地及び建物の価格の評定に関する事。
- キ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関する事。

(2) 出題法令

平成19年4月1日現在施行されている法令による。

4 試験の方法及び出題数

(1) 方法

4肢択一式の筆記試験による。

(2) 出題数

50問。ただし、登録講習修了者については、45問とする。

5 受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

6 受験申込み

(1) インターネットによる申込み

ア 試験案内の掲載

(ア) 掲載期間

平成19年7月2日(月)から同年7月17日(火)まで

(イ) 掲載場所

財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ(<http://www.retio.or.jp>)

イ 申込期間

平成19年7月2日(月)午前9時30分から同年7月17日(火)午後9時59分まで

ウ 申込方法

(ア) 財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ(<http://www.retio.or.jp>)にアクセスし、受験申込画面において必要な事項(登録講習修了者については、登録講習修了者証明書(修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のもの)に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む。)を入力する。

(イ) 写真ファイル(平成19年4月1日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景のものでJPEG形式のもの)を添付する。

エ 受験手数料

7,000円

財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより又はコンビニエンスストアより納入する(事務手数料は、本人負担とする。)

(2) 郵送による申込み

ア 試験案内及び受験申込書の配布

## (ア) 配布期間

平成19年7月2日(月)から同年7月31日(火)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

## (イ) 配布場所

和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課及び県内各振興局建設部(海草振興局建設部を除く。)並びに社団法人和歌山県宅地建物取引業協会の本部及び支部

## イ 申込期間

平成19年7月2日(月)から同年7月31日(火)までの日付けの消印のあるものに限り有効とする。

## ウ 提出書類

(ア) 受験申込書(受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書又は銀行振込払込受付証明書をはり付けたもの)

(イ) 写真1葉(平成19年4月1日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル、ただし、顔の寸法は、頭頂からあごまでが3.2センチメートル以上3.6センチメートル以下の大きさのもの)

(ウ) 登録講習修了者については、前に掲げる(ア)及び(イ)に加え登録講習修了者証明書(修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のものに限る。)

## エ 受験手数料

7,000円

受験申込前に、所定の郵便振替用紙又は銀行振込用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行口座に払い込む(払込手数料は、本人負担)。

## オ 郵送先及び郵送方法

社団法人和歌山県宅地建物取引業協会(和歌山市太田143-3)あて、配達記録郵便で申し込むこと。

## 7 合格発表

## (1) 発表の期日

平成19年12月5日(水)

## (2) 発表の方法

合格者一覧表の掲示及び本人への合格証書の送付により行う。

## 8 問い合わせ先

社団法人和歌山県宅地建物取引業協会  
和歌山市太田143-3 TEL (073) 471-6000